

議員提出議案第 17 号

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び芦屋市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 22 日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	松木 義 昭
	日本共産党 芦屋市議会議員団	ひろせ 久美子
	BE ASHIYA	青山 暁
	公 明 党	帰山 和也
	あしや しみんのこえ	長谷 基弘
	日本維新の会	浅海 洋一郎
	会派に属さない議員	山口 みさえ
	”	寺前 尊文

提案理由

条例に規定する倫理規準に、各種ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為及び職務上知り得た情報の取扱いに関する項目を追加するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（倫理規準の遵守）</p> <p>第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) その地位や権限を利用して、他者に対する嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、各種ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(8) 職務上知り得た情報を、自己若しくは特定の者の不正若しくは不当な利益のため使用し、又は特定の者に対する誹謗中傷のため使用する等、不正若しくは不当な目的のために使用しないこと。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（倫理規準の遵守）</p> <p>第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。